

# J A M 政策NEWS

2026年4月27日 第2026-09号

【発行】JAM

【発行責任者】岩崎和人

【編集】政策政治グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

中小企業も積極的な  
活用の検討を

## 【改正ポイント】令和8年度税制改正

3月31日、税制改正関連法が可決・成立し、物価高への対応として、所得税がかかり始める「年収の壁」の178万円への引き上げや、自動車の購入時にかかる環境性能割の廃止などの改正が実施されました。一方、中小企業向けには、中小企業技術基盤強化税制や少額減価償却資産の損金算入特例が延長・拡充。また、従業員への食事補助に係る非課税限度額の上限が引き上げられ、従業員の実質的な手取りを増やす改正がされました。

### 【中小企業向け①】

#### 中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

中小企業の研究開発投資に対して、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（12%～17%）を乗じた金額を控除できる制度が延長されるとともに、3年間の繰越全額控除制度が導入されました。

### 【中小企業向け②】

#### 少額減価償却資産の 損金算入特例（即時償却）の延長・拡充

取得価額 30万円 ⇒ **40万円に引き上げ**  
(合計300万円まで)

※対象は従業員が400人以下の中小企業

### 【中小企業向け③】

#### 賃上げ促進税制

従業員の賃金を上げた企業の法人税負担を減らす**賃上げ促進税制は、中小企業向けに継続**されます。全雇用者給与支給額が前年度比+1.5%の場合15%の税額控除、+2.5%の場合30%の税額控除が受けられ、5年間の繰り越しが可能です。

#### <直近3か年の適用実績>

| 中小企業向け     | 2022年度  | 2023年度   | 2024年度   |
|------------|---------|----------|----------|
| 件数         | 204,051 | 238,744  | 275,012  |
| 控除された金額(円) | 2億115万  | 2億9,080万 | 3億3,304万 |

※企業規模を問わない賃上げ促進税制および教育訓練費増加による上乗せ措置は2025年度末で廃止、中堅企業向け賃上げ促進税制は2026年度末で廃止されます

### 【中小企業向け④】

#### 事業継承税制の特例承継計画等の提出期限延長がされます。

#### 「食事補助」に対する非課税限度額の引き上げ

全企業対象

会社が従業員へ食事補助を行う際に、従業員にかかる所得税は月額7,500円まで非課税となります。今回この限度額が引き上げられました。従業員が食事代金の半額以上を負担し、社食や弁当等の代金補助、または食事に用途を限定した金券等の支給が対象です。

食事補助の例（定価800円の弁当を従業員向けに450円で提供する場合）

食事代金の  
一部を補助  
※福利厚生  
費として損金  
計上可能



350円

差額を会社  
が補助

定価800円



450円

従業員向け価格



20営業日の場合、会社からの補助7,000円（350円×20日）を非課税で受け取ることができる